

# 焼津市市民課窓口用封筒広告掲載に関する運用基準

平成 22 年 2 月 5 日制定

## 第 1 趣旨

この運用基準は、焼津市広告掲載要綱（平成 22 年焼津市告示第 24 号。以下「要綱」という。）に基づき、焼津市市民課が発行する各種証明書類を入れるための窓口用封筒（以下「封筒」という。）に広告を掲載するために必要な事項を定めるものとする。

## 第 2 掲載広告の基準等

要綱第 3 条各号に掲げるもののほか、市税を滞納している者は認めない。また、封筒に掲載する広告は、要綱第 4 条第 1 項各号のいずれにも該当しないものとする。

## 第 3 広告の規格及び位置等

- (1) 広告枠の大きさは、縦 60mm×横 70mm の長方形とし、封筒表面に 4 枠、裏面に 6 枠の合計 10 枠掲載するものとする。
- (2) 表示の色は単色とする。
- (3) 広告には、広告主の名称及び連絡先を表示しなければならない。
- (4) 広告を掲載するに当たり、次の文章を表示する。

※広告に関する一切の責任は広告主に帰属します。

## 第 4 封筒の作成枚数及び広告掲載期間

- (1) 封筒の作成枚数  
作成枚数は、50,000 枚とする。
- (2) 広告の掲載期間については、封筒を作成した翌年度 1 年間とする。

## 第 5 広告掲載料

広告掲載料は、1 枠につき 25,000 円とする。

## 第 6 掲載の申込み

広告の掲載を希望する者は、焼津市市民課窓口用封筒広告掲載申込書（第 1 号様式）に掲載する広告の内容を写した原稿を添付して、市長が定める期間内に申し込まなければならない。

## 第 7 広告掲載及び掲載位置の決定

広告掲載は、焼津市広告掲載審査委員会の審査を経た上で決定するものとする。また、応募件数が募集件数を超えたときは、市内業者を優先し、さらに超える場合は、

抽選により決定するものとする。

掲載位置は、公開抽選会により決定し、焼津市市民課窓口用封筒広告掲載決定通知書（第2号様式）（以下「決定通知書」という。）により通知するものとする。

#### 第8 掲載の実施の手続き等

広告掲載の決定を受けた者は、決定通知書に記載された納付期限までに掲載料を納入し、原稿を市長に提出しなければならない。市長は内容確認の上、提出された原稿により封筒に掲載することとする。その手続き等については、要綱第7条のとおりとする。

#### 第9 その他の事項

その他不明の事項については、その都度焼津市と協議して決定するものとする。

附 則

この運用基準は、制定の日から施行する。

附 則

この運用基準は、平成24年1月17日から施行する。

附 則

この運用基準は、平成26年2月19日から施行する。

附 則

この運用基準は、平成30年9月25日から施行する。

附 則

この運用基準は、令和元年10月8日から施行する。

附 則

この運用基準は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この運用基準は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この運用基準は、令和4年10月1日から施行する。

第1号様式

焼津市市民課窓口用封筒広告掲載申込書

年 月 日

(宛先) 焼津市長

住所 (所在地) \_\_\_\_\_

氏名 (名称) \_\_\_\_\_ (印)

申込者 電話番号 \_\_\_\_\_

FAX 番号 \_\_\_\_\_

担当者氏名 \_\_\_\_\_

焼津市市民課窓口用封筒広告掲載に関する運用基準第6の規定に基づき、原稿を添えて、下記のとおり申込みます。

なお、申込みに当たり、焼津市広告掲載要綱を遵守するとともに、焼津市長が私の市税及び国民健康保険税の納付状況について調査を行うことに同意します。

記

1 広告媒体

焼津市市民課窓口用封筒

2 広告内容

添付の原稿 (写し) のとおり

第2号様式

焼津市市民課窓口用封筒広告掲載決定通知書

年 月 日

様

焼津市長

印

年 月 日付けで申し込みのありました広告の掲載について、  
下記のとおり決定したので、通知します。

記

- 1 決定区分  掲載する  
 掲載しない  
理由

2 広告の内容

3 広告掲載料 金 円 ( 枠分)

4 納付期限 年 月 日

5 その他 (条件)

広告内容の変更については、事前に市民課に承認を受けてください。